

次に米麦、石炭等々現在統制配給下にあつて、法律又は事實上獨占に屬する物資の價格については如何という問題であるが、これらのうち、主要食糧は食糧管理法によつて又薪炭は薪炭需給調節特別會計法によつて國の獨占となるから、當然本條の適用があることは疑がないが、他のものについては、相當に重要性があつて國會の議決に根據を求めなければならないと思はれるが、少くとも財政法の範圍外であるから、その必要があるならば、他の法律によつて處理すべきであらう。又放浪事業についても同じである。

この條文は附則第一條によつて未だ施行になつていないが、速かに施行されるべきである。

第四條 國の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならぬ。但

し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、國會の議決を経た金額の範圍内で、公債を發行し又は借入金をなすことができる。

前項但書の規定により公債を發行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計畫を國會に提出しなければならない。

第一項に規定する公共事業費の範圍については、毎會計年度、國會の議決を経なければならぬ。

※ 舊憲六二の三、憲八五、戦時補償特別措置法六四の三、金融機關再建整備法三三、道路公債法、財産稅等收入金特別會計法四、自作農創設特別措置特別會計法七、自作農創設特別措置法四三の二、國有鐵道事業特別會計法五、專賣局及び印刷局特別會計法五、國有林野事業特別會計法五、アルコール專賣事業特別會計法五、大藏省豫金部特別會計

法四の二、食糧管理特別會計法三、開拓者資金融通特別會計法三、復興金融庫及び産業復興會關出資金拂込金支辨のため公債發行に關する法律、昭和二十二年度豫算總則一〇、財五、附則一、地方自治法二二六。

### 〔解説〕 公債及び借入金の制限

(一) 第四條は健全財政を堅持して行くと同時に、財政を通じて戦争危険の防止を狙いとしてゐる規定である。財政が總ての國策の根本であり、健全なる國策遂行の要諦は常に財政を健全に維持して行くことにある、而して健全財政というのは、收支の均衡を得ていることが原則である。即ち、赤字公債がないということである。只健全財政必ずしも豫算上公債財源による歳出が計上されてはならないということではない。又公債財源によるものが直ちに赤字公債であるとはいへない。然しながら健全財政の原則として一應普通の歳出は普通の歳入に財源を求めねばならないことはいふまでもない。又一方我が國の財政が昭和七年以來所謂赤字財政の連続によつて今日のインフレーションの重大なる原因をなしていることは事實である。従つて健全財政でないことも又認めざるを得ない、而して此の間常に公債収入が歳入の重要な地位を占めていたのである。特に臨時歳入の大宗をなして來たものは常に公債収入であつた。以上これ等の事實と、理論とを重視して健全財政の根本原則として定めたものが本條第一項本文である。

(二) 公債論は本書の目的とするところではないから、公債の性質であるとか、得失については觸れないが簡単に公債と租税の關係を明瞭しておく必要がある。先ず公債が現代の國民負擔を單純に後代に遺すと云う一般論は清算しておきたい。それは、今日の所要財源を租税に求むるとすれば、當然負擔すべき階級（それは主として資本家である）の負擔を公債によつて、一時的な租税なれば負擔しなくともよい階級に長期に亘つて課税すること



今後はこれを必要とするし、現在ある公債總額についても第二十八條で償還計畫を樹立して、國會に提出することとなつており、本條と相俟つて財政に計畫性を與へられることとなる。

(六) 公共事業費は出資金や貸付金と異つてその性質が明瞭でない。そこで第三項で此の範圍を國會の議決によつて明確にしようとしたものである。昭和二十二年度は本條による公債金を必要としなかつたのであるが、他の必要から公共事業費の範圍を豫算總則の第十條で左の如く規定している。

- (1) 河川、砂防、道路及び港灣その他の土木事業に關する經費
- (2) 農業、土木及び森林事業（国有林野事業特別會計に屬するものを除く）に關する經費
- (3) 戦災、風水害その他災害復舊及び復興事業に關する經費
- (4) 官廳營繕に關する經費
- (5) 就業施設に關する經費
- (6) 鐵道建設改良及び自動車線設備に關する經費
- (7) 通信事業設備に關する經費

(七) 戦争危険の防止については、戦争と公債が如何に密接不離の關係にあるかは、各國の歴史を繙くまでもなく、我が國の歴史を觀ても公債なくして戦争の計畫遂行の不可能であつたことを考察すれば明らかである、又我が國の昭和七年度以來の公債を假に國會が認めなかつたとするならば、現在の我が國は如何になつていたかわすして明らかである。換言するならば公債のないところに戦争はないと斷言し得るのである、従つて、本條は又憲法の戦争放棄の規定を裏書保證せんとするものであるともい得る。然しながら實は本條も亦原則を定めたものであつて

既に現在においても他の法律によつて幾多の例外を認めているのである。その例外は各種特別會計法、戦時補償特別措置法第六十四條第三項、金融機關再整備法第三十三條、復興金融庫及び産業復興營團出資拂込金支辨のため公債發行に關する法律がその主要なものである。

**第五條** すべて、公債の發行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。但し、特別の事由がある場合において、國會の議決を経た金額の範圍内では、この限りでない。

※ 國債ニ關スル法律一、財四、四附則一。

〔解説〕 公債の發行及び借入金の借入の方法

(一) 第五條は公債の發行方法について制限し、これから來るインフレーションを防止せんとした規定である。公債發行は普通は公募、引受、賣出及び交付の方法が考えられ、又これを直接發行と、間接發行の方法に區分せられる、直接發行の方法は、發行條件及び發行の責任を一切國が引受けて實行するものであり、間接發行の方法は銀行等から一般に賣出させるものである。我が國の最近の發行方法は、日本銀行引受という獨特のものであつてオープン・マーケット・オペレーションといわれるものである。此の從來の方法を原則的に禁止して財政の健全化を企圖したものである。

(二) 日本銀行引受による公債發行とは、國が所要の資金を先づ日本銀行から公債を發行して借入れ、國は此の資